

【東京メトロ 工務部・改良建設部の施工責任者新規講習募集資格要件】

2019年4月

鉄道1級

- (1) 東京メトロの登録会社から推薦された者
- (2) 東京メトロの営業線線路内及び近接区域での工事及び業務を3年以上経験した者でかつ、下記のア～エに該当すること（該当しない場合は、右の条件となる。）
 - ア 大学の土木・建築又はこれに準ずる学部、学科、課程等（土木・建築学部等）を終了又は卒業した者
 - イ 大学院の土木・建築学部等を終了又は卒業した者
 - ウ 工業高校専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構に属している学校）の土木・建築学部等を卒業した者
 - エ 高等学校で土木・建築系又はこれに準ずる学科、課程等を卒業した者

◆（2）以外の者は、以下の条件となる

東京メトロの営業線線路内及び近接区域での工事及び業務を5年以上経験した者

※延べ日数365日を1年とし、工事及び業務の契約日数を加算する。

- (3) 上記の条件を満たし下記の経験日数の①か②を満たす者
 - ① 資格認定申請日から起算して過去10年以内で営業線線路内又は近接区域での工事及び業務を年間60日以上を3年間以上経験した者
 - ② 資格認定申請日から起算して過去10年以内で営業線線路内又は近接区域での工事及び業務を通算300日以上経験した者

※東京メトロ以外の鉄道会社の営業線等に係る工事及び業務の経験日数の60%を経験日数とみなす。

鉄道2級

- (1) 東京メトロの登録会社から推薦された者
- (2) 下記の要件を満たし、特別講習を受講した者
 - ア 大学、大学院、工業高校専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構に属している学校）、高等学校の土木・建築学部等を修了又は卒業後、土木、建築の工事及び業務の経験を3年以上有する者

◆（2）以外の者は、以下の条件となる

土木、建築の工事及び業務の経験を5年以上有する者

一般1級

- (1) 東京メトロの登録会社から推薦された者
- (2) 建設業法の別表第一に掲げる工事を5年以上経験した者

全ての資格

- (1) 施工責任者の有資格者で同じ資格を更新する者
- (2) 鉄道2級施工責任者の資格を保持する者で鉄道1級施工責任者を申請する者
過去3年間に会社の営業線線路内又は近接区域の工事及び業務を通算60日以上経験し、
かつ施工責任者の実務経験を通算20日以上有していることを条件とする。
- (3) 東京地下鉄出向者・退職者及びグループ会社採用の正社員